

下仁田町起業支援テレワークオフィスの設置及び管理に関する条例施行規則

平成30年3月12日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、下仁田町起業支援テレワークオフィスの設置及び管理に関する条例(平成30年下仁田町条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(開館時間)

第3条 起業支援オフィスの開館は、午前10時から午後10時までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日及び閉鎖日)

第4条 起業支援オフィスの休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、休館日及び閉鎖日を変更又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用許可)

第5条 条例第6条第1項に規定する許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)のうち、下仁田町チャレンジショップを使用しようとする者は、下仁田町起業支援テレワークオフィス使用許可申請書(第1号の1様式)、下仁田町テレワークオフィスを使用しようとする者は、下仁田町起業支援テレワークオフィス使用許可申請書(第1号の2様式)により、町長に申請しなければならない。

(会員登録)

第6条 条例第7条に規定する会員登録を行おうとする者は、下仁田町起業支援テレワークオフィス会員登録(変更)申請書(第2号様式)に本人確認書類の写しを添えて、使用を開始しようとする日までに町長に申請しなければならない。

2 前項の規定により会員登録を行った者は、当該登録内容に変更が生じたときは、速やかに町長に申し出なければならない。

(使用許可書の交付等)

第7条 町長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、下仁田町起業支援テレワークオフィス使用(変更)許可書(第3号様式)(以下「使用許可書」という。)により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、管理上必要な条件を付することができる。

2 申請者は、使用許可書の内容に変更が生じたとき又は使用期間を短縮するときは、下仁田町起業支援テレワークオフィス使用許可変更申請書(第4号様式)に使用許可書を添えて速やかに町長に申請しなければならない。

3 申請者は、使用許可書に記載された使用期間以後も継続して使用するときは、第5条の規定により町長へ申請しなければならない。

4 町長は、第2項又は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、

許可することを決定したときは、使用許可書により申請者に通知するものとする。
(会員登録証の交付)

第8条 町長は、前条第1項又は第3項に規定する申請者が指名する会員登録希望者に対し、下仁田町起業支援テレワークオフィス会員登録証(第5号様式)(以下「会員登録証」という。)を交付するものとする。

(駐車場の使用許可)

第9条 駐車場使用者は、下仁田町起業支援テレワークオフィス駐車場使用申請書(第6号様式)により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、下仁田町起業支援テレワークオフィス駐車場使用許可証(第7号様式)(以下「駐車場使用許可書」という。)を駐車場使用者に交付するものとする。

3 駐車場使用者は、駐車場を使用するときは、車両の外部から容易に確認できる位置に駐車場使用許可書を掲示しなければならない。

(同伴者の使用)

第10条 会員は、下仁田町テレワークオフィスを使用する場合に、必要があるときは同伴者を2名まで入館させることができる。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第11条 会員は、下仁田町テレワークオフィスを使用するときは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 第7条第1項の規定による許可を受けていない施設等を使用しないこと。
- (2) 下仁田町テレワークオフィスの使用後は、直ちにその旨を係員に届け出ること。
- (3) 施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を係員に届け出て、その指示に従うこと。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第12条 条例第16条第1項の規定により、指定管理者に下仁田町テレワークオフィスの管理を行わせる場合における第3条から第5条まで、第6条第1項及び第2項、第7条第1項、第2項、第3項及び第4項、第8条、第9条第1項及び第2項並びに第10条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。